

広島県告示第千九十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
明ヶ谷久保地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群市・町		町		大字		字		地番		標柱番号	
山県郡		安芸太田町		下筒賀		上神田		久保平		久保	
				明ヶ谷		上神田					
				三四九番	三四五番一	二七六二番一	二七六五番二	二七七七番	標柱七号及び一一号	標柱八号及び九号	標柱一〇号
				二七三八番	三四五番一 先水路敷	二七六二番一	二七六五番二	二七七七番	標柱六号	標柱八号及び九号	標柱一〇号
				二七〇〇番一	三四五番一 先水路敷	二七六二番一	二七六五番二	二七七七番	標柱五号	標柱八号及び九号	標柱一〇号
				一 一一二二八番	三四五番一 先水路敷	二七六二番一	二七六五番二	二七七七番	標柱四号	標柱八号及び九号	標柱一〇号
				一一二三四番	三四五番一 先水路敷	二七六二番一	二七六五番二	二七七七番	標柱三号	標柱八号及び九号	標柱一〇号
				一一二二六番	三四五番一 先水路敷	二七六二番一	二七六五番二	二七七七番	標柱二号	標柱八号及び九号	標柱一〇号
				二七八三番地 先水路敷	三四五番一 先水路敷	二七六二番一	二七六五番二	二七七七番	標柱一号	標柱八号及び九号	標柱一〇号

二七七六番一	二七七六番一	二七七五番一
標柱二一號	標柱二〇號	標柱一九號